

○佐倉市防災会議条例

昭和 37 年 10 月 5 日条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、佐倉市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 佐倉市地域防災計画の作成及び実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて地域の防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長は事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命するものとし、その定数は、37 人以内とする。
 - (1) 指定地方行政機関の職員
 - (2) 陸上自衛隊の自衛官
 - (3) 千葉県の職員
 - (4) 千葉県警察官
 - (5) 医師、歯科医師及び薬剤師
 - (6) 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員
 - (7) 副市長及び市の職員
 - (8) 教育長
 - (9) 上下水道事業管理者
 - (10) 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長及び佐倉市消防団長
 - (11) 災害対策に関する知識又は経験を有する者

6 前項第5号、第6号及び第11号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和40年7月1日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年12月28日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 (昭和49年6月20日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年6月30日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月28日条例第12号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年9月30日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年3月16日条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。(後略)

(経過措置)

2 一部改正法附則第3条の規定により従前の例により在職する収入役の任期中は、この条例による改正後の次に掲げる規定は適用せず、改正前の次に掲げる規定は、なおその効力を有する。この場合において、これらの規定中「助役」とあるのは、「副市長」とする。

(1)～(4) (略)

(5) 佐倉市防災会議条例第3条第5項第6号

附 則 (平成24年6月29日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後において改正後の佐倉市防災会議条例第3条第5項第10号に該当する者のうちから市長に委嘱された最初の委員の任期については、同条第6項本文の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則 (平成24年9月25日条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年12月24日条例第44号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日条例第5号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。